

[事案 24-30] 失効取消請求

・平成 24 年 11 月 28 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から保険料未納等についての連絡がなかったとして、契約の失効取消しと入院給付金の支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 10 月に医療保険に加入し、その後平成 23 年 6 月から 11 月まで入院したが、本契約は平成 21 年に失効しており、入院給付が受けられなかった。募集人からは、保険料の未納や失効したことについて連絡がなく、納得がいかないため、失効を取消し、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

次の理由から、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は約款の定めにより失効しており、失効後の入院について給付金を支払うことはできない。
- (2) 本契約の失効について保険会社方が責任を負う理由はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき、下記のとおり審理した結果、申立の内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書をもってその理由を明らかにして、裁定手続を終了した。

1. 前提となる事実

本契約につき、平成 21 年 6 月分および 7 月分保険料の口座振替ができなかったことから、6 月分保険料については自動振替貸付が適用されたが、7 月分保険料については払込猶予期間内（8 月中）の払い込みがなく、解約返戻金から既存の契約者貸付金および自動振替貸付金の元利合計額を差し引いた額が、振替貸付に必要な額を下回るため、自動振替貸付の適用もできなかったことから、本契約は同年 9 月 1 日付けで失効した。

2. 失効について

保険契約は、いわゆる附合契約で、約款の記載に従って契約内容が定められる。本契約の約款によると、猶予期間内に保険料払い込みがないときは、保険契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失うと規定されているが、保険会社は、長期間にわたり保険料が払い込まれてきた保険契約が 1 回の保険料の不払いにより簡単に失効しないように自動振替貸付の制度を備え、保険契約者の権利保護に配慮しており、また、契約失効前に郵送で払込みの督促を行う態勢を整え、運用している。

従って、本件においては、約款を適用して本契約の失効を認めることができる。

3. 申立人の主張について

保険料の未納や保険契約の失効について、募集人が直接連絡しなくてはならないとまで

は認められない。そして、保険会社は、失効前に、郵送で、払込猶予期間内に保険料の払い込みがない際には、契約の効力が失われる場合があることを事前に通知しており、失効後に、郵送で、契約が失効したことおよび復活手続の案内を通知している。

従って、募集人からの連絡がなかったことをもってして、申立人の主張を認めることはできない。